

令和 6 年 1 月 31 日  
九州管区行政評価局国の庁舎における AED の周知・管理等に関する調査  
＜ハローワーク熊本における改善措置状況＞

## ＜経緯＞

総務省九州管区行政評価局（局長：磯 寿生）は、令和 5 年 4 月から 11 月にかけて「AED が設置されている国の庁舎やその周辺で心停止事案が発生した場合に、これを目撃した市民が迅速に AED にたどり着き、問題なく使用することができる環境にあるか。」との視点から調査を行い、その結果、ハローワーク熊本において、AED が来庁者の目につきづらい場所（1 階来客フロアの奥）に設置され、また庁舎内に当該設置場所を示す案内表示もないことから緊急時にスムーズに AED までたどり着きづらいと思われる事例（注）がみられました。

（注）厚生労働省が公表しているガイドラインでは、AED を施設内の見やすい場所（例：「入口付近」、「普段から目に入る場所」、「多くの人を通る場所」等）に配置することとされています。また、同ガイドラインや同省から各省庁宛ての通知では、施設内に AED 配置場所まで誘導する案内表示を置くことが要請されています。

このため、当局は同ハローワークの上部機関である熊本労働局に改善を図るよう通知（令和 5 年 11 月 8 日）していましたが、この度、令和 6 年 1 月 10 日付けで同労働局から改善措置状況について回答がありましたので、その内容を公表します。

## ＜当局の改善通知＞

- ハローワーク熊本は、庁舎内やその周辺で心停止事案が起きた場合に来庁者等が AED まで迅速にアクセスできるよう、厚生労働省の通知やガイドラインの内容を十分確認の上、次の①、②の措置を講ずること。
  - ① AED の配置場所の見直し
  - ② 庁舎内に AED 配置場所までの誘導案内を適切に表示

## ＜熊本労働局の回答（ハローワーク熊本における改善措置状況）＞

- ① AED の配置場所を庁舎入口付近の見やすい場所（1 階玄関ホール）に変更した。  
〔別添 1 参照〕
- ② 新たな AED 配置場所（上記①）を示した案内を庁舎内の複数箇所（玄関自動ドア付近、エレベーター内、2～4 階のホール等）に表示した。  
〔別添 2 参照〕

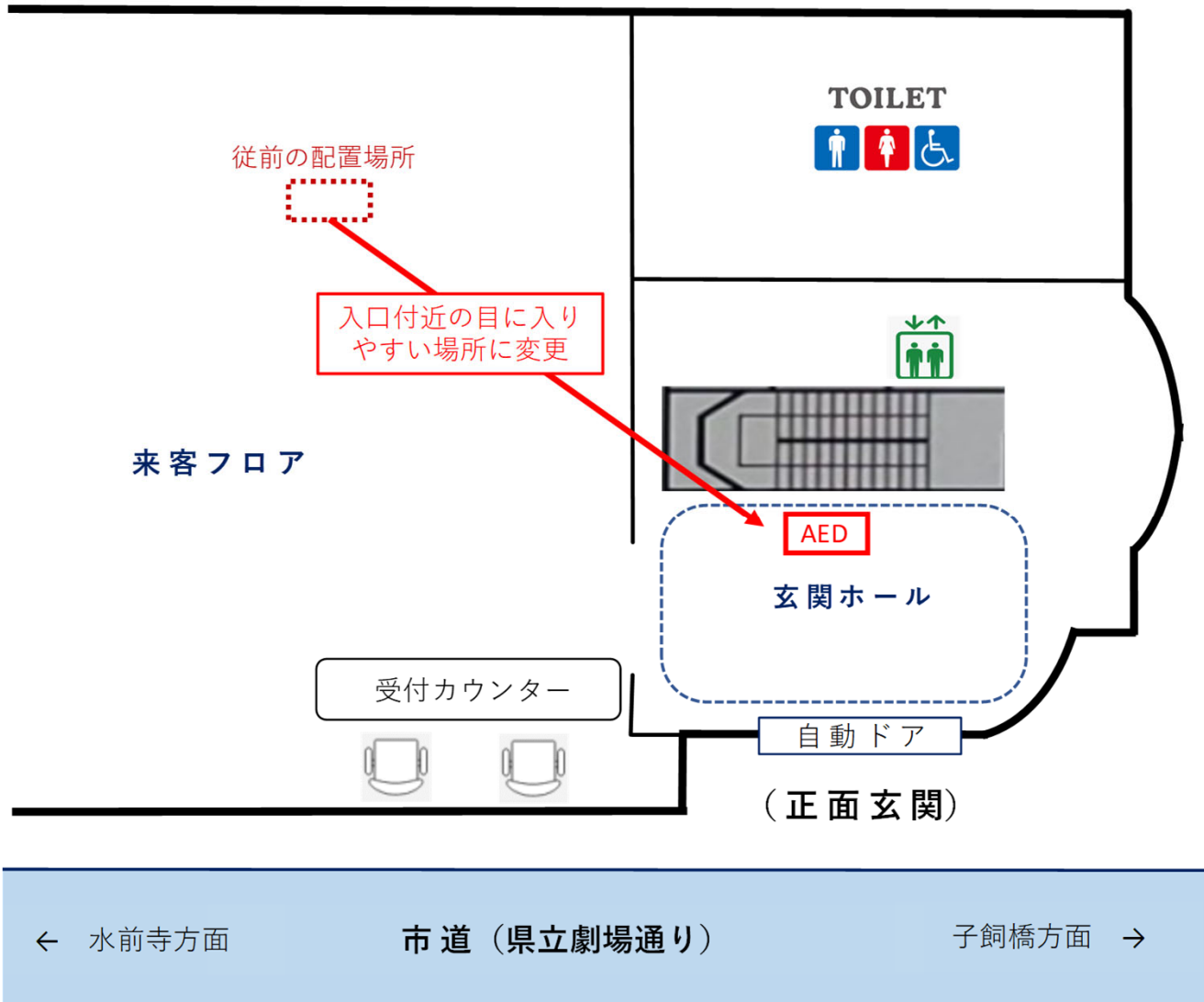
## （連絡先）

総務省 九州管区行政評価局  
担当：第 4 評価監視官 岩戸 健司  
電話：092-431-7094（直通）  
E-mail：ksy22@soumu.go.jp

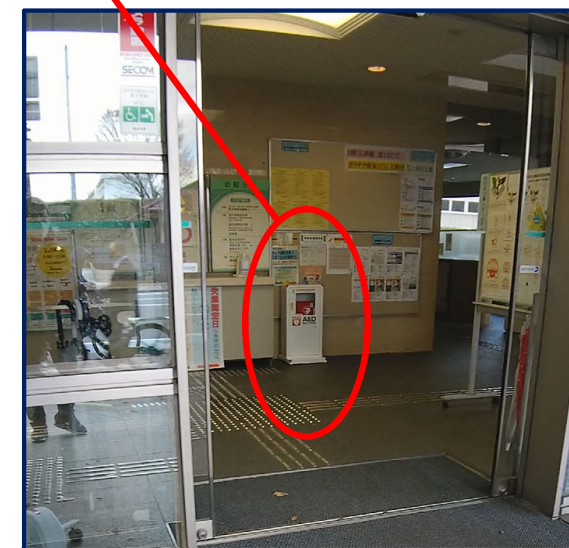
# 別添 1

AED配置場所を庁舎入口付近の見やすい場所（1階玄関ホール）に変更

ハローワーク熊本 1階見取図



庁舎外観



ガイドラインに沿って、入口付近の普段から目に入りやすい場所に配置

## 別添 2

庁舎内の各所にAED配置場所を示す案内を表示



1階正面玄関 自動ドア



エレベーター内



2階事務室入口ホール  
(3階事務室入口ホールにも同様に設置)



4階障害者職業センター受付